

○松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和46年3月27日条例第6号)

改正	昭和46年9月28日条例第21号	昭和47年12月25日条例第24号	昭和48年9月26日条例第19号
	昭和48年12月15日条例第25号	昭和49年3月28日条例第3号	昭和49年12月21日条例第36号
	昭和50年3月18日条例第3号	昭和50年9月9日条例第21号	昭和51年3月13日条例第8号
	昭和51年12月21日条例第28号	昭和52年3月24日条例第3号	昭和52年12月21日条例第17号
	昭和53年12月15日条例第21号	昭和54年12月15日条例第15号	昭和55年12月22日条例第11号
	昭和56年12月18日条例第18号	昭和57年3月9日条例第7号	昭和57年12月16日条例第20号
	昭和59年3月13日条例第2号	昭和59年6月20日条例第14号	昭和61年1月31日条例第3号
	昭和62年7月20日条例第11号	昭和63年3月14日条例第5号	平成元年3月13日条例第9号
	平成元年9月22日条例第18号	平成3年3月22日条例第5号	平成3年12月17日条例第24号
	平成4年3月18日条例第1号	平成5年3月30日条例第6号	平成5年6月24日条例第17号
	平成7年3月20日条例第4号	平成7年6月21日条例第12号	平成9年3月21日条例第1号
	平成10年3月25日条例第4号	平成10年3月25日条例第13号	平成11年3月29日条例第2号
	平成12年3月22日条例第1号	平成12年3月22日条例第12号	平成13年6月20日条例第8号
	平成14年12月12日条例第24号	平成15年9月22日条例第13号	平成19年3月30日条例第17号
	平成19年6月20日条例第18号	平成19年6月20日条例第20号	平成20年9月17日条例第27号
	平成23年12月13日条例第21号	平成25年6月13日条例第20号	平成26年9月11日条例第10号
	平成27年3月13日条例第4号		

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき、次の各号に掲げる非常勤の特別職に属する職員に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

- (1) 監査委員
- (2) 選挙管理委員
- (3) 教育委員
- (4) 農業委員
- (5) 固定資産評価審査委員
- (6) 総合計画審議会委員
- (7) 専門委員
- (8) 投票所の投票管理者
- (9) 期日前投票所の投票管理者
- (10) 開票管理者
- (11) 選挙長
- (12) 投票所の投票立会人
- (13) 期日前投票所の投票立会人
- (14) 開票立会人
- (15) 選挙立会人
- (16) 社会教育委員
- (17) 文化財保護委員
- (18) 都市計画審議会委員
- (19) 入居者選考委員
- (20) 青少年問題協議会委員
- (21) 防災会議委員
- (22) 国民健康保険運営協議会委員
- (23) 松田町交通指導隊員

- (24) 行政協力委員
- (25) 環境美化推進委員
- (26) スポーツ推進委員
- (27) 青少年指導員
- (28) 表彰審査委員
- (29) 認定委員会委員
- (30) 審査会委員
- (31) 学校教育指導員
- (32) 社会教育指導員
- (33) 民生委員推薦会委員
- (34) 嘱託員
- (35) 情報公開審査会委員
- (36) 個人情報保護審査会委員
- (37) 生活排水処理施設運営審議会委員
- (38) 松田町子ども・子育て会議委員
- (39) 鳥獣被害対策実施隊員

一部改正〔平成19年条例第18号〕、一部改正〔平成20年条例第27号〕

(報酬の額)

第2条 前条に掲げる者の報酬の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 年額報酬は、4月から翌年3月までを1年とし、9月末及び翌年3月末に等分してこれを支給する。ただし、1年の中途において就任したとき又は退職、死亡によりその職を離れたときは、その月までの報酬を月割計算により支給する。

2 選挙毎の報酬は、その選挙終了後に支給する。

3 日額報酬は、会議終了後支給する。

(費用弁償)

第4条 第1条に掲げる者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、一般職の職員の6級の職務にある者の例による。

(費用弁償の支給方法)

第5条 費用弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

附 則

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 松田町農業共済事業運営協議会委員並に損害評価委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年松田町条例第27号)は、廃止する。
- 3 松田町国民健康保険運営協議会委員の報酬に関する条例(昭和34年松田町条例第5号)は、廃止する。

附 則(昭和46年9月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年12月25日条例第24号)

この条例は、昭和48年1月1日から施行する。ただし、年額報酬については、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(昭和48年9月26日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年12月15日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。ただし、日額報酬及び月額報酬は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月28日条例第3号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年12月21日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。ただし、日額報酬は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月18日条例第3号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年9月9日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年3月13日条例第8号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年12月21日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年1月1日から適用する。ただし、年額報酬及び月額報酬は、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、教育委員及び農業委員の年額報酬については、昭和52年4月1日から適用し、昭和52年1月から同年3月までの報酬については、選挙管理委員の例による。
(報酬の内払)
- 3 改正前の条例の規定に基づいて、この条例施行日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(昭和52年3月24日条例第3号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年12月21日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。ただし、日額報酬並びに教育委員及び農業委員の年額報酬の改正規定は、昭和53年4月1日から施行する。
(報酬の内払)
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、この条例の施行日の前日までの間に支払われ

た報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払いとみなす。

附 則(昭和53年12月15日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年12月15日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年12月22日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。ただし、日額報酬の改正規定は、昭和56年4月1日から施行する。
(報酬の内払)
- 2 改正前の条例の規定に基づいて、この条例の施行日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払いとみなす。

附 則(昭和56年12月18日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年3月9日条例第7号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月16日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年3月13日条例第2号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年6月20日条例第14号)

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則(昭和61年1月31日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の松田町消防団条例、松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、松田町証人等の実費弁償に関する条例及び松田町東名改築事業対策委員会条例の規定は昭和60年7月1日から適用する。

附 則(昭和62年7月20日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月14日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。ただし、老人家庭奉仕員の月額報酬については、昭和62年12月1日から適用する。
(報酬の内払)

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、この条例の施行日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(平成元年3月13日条例第9号)
この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年9月22日条例第18号)
この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成3年3月22日条例第5号)
この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月17日条例第24号)
この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則(平成4年3月18日条例第1号)
この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月30日条例第6号)
この条例は、平成5年4月1日から施行する。

- 附 則(平成5年6月24日条例第17号)抄
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。

- 附 則(平成7年3月20日条例第4号)抄
(施行期日)
1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年6月21日条例第12号)
この条例は、公布の日から施行する。

- 附 則(平成9年3月21日条例第1号)抄
(施行期日)
1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月25日条例第4号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月25日条例第13号)
この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月29日条例第2号)
この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 2 松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年松田町条例第6号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成13年6月20日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月12日条例第24号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第6条ただし書、第8条第3項第5号及び第4項ただし書並びに第9条第1項第4号及び第2項ただし書中審査会の意見を聴くことに関する部分並びに附則第3項の規定は、同年1月1日から施行する。

附 則(平成15年9月22日条例第13号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日条例第17号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月20日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 2 松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年松田町条例第6号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成19年6月20日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月17日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月13日条例第21号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月13日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(招集の特例)
- 2 略
(松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
- 3 松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年松田町条例第6号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成26年9月11日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月13日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 教育長の給与その他の勤務条件に関する条例(昭和37年松田町条例第4号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 第1条の規定による、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第1条、第2条第1項及び第3条の規定は適用せず、この条例による改正前の松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第1条、第2条第1項及び第3条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、教育長の給与その他の勤務条件については、なお従前の例による。
- 4 第2条中教育委員会を教育委員に改める規定による、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、この条例による改正前の松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。
- 5 第3条の規定による、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の松田町議会委員会条例の規定は適用せず、この条例による改正前の松田町議会委員会条例の規定は、なおその効力を有する。

別表第1(第2条関係)

区分		報酬額	
教育委員		年額	193,200円
農業委員会	会長	同	250,800円
	委員	同	214,800円

投票所の投票管理者		選挙1回につき	12,600円
期日前投票所の投票管理者		1日につき	11,100円
開票管理者		選挙1回につき	10,600円
選挙長		同	10,600円
投票所の投票立会人		同	10,700円
期日前投票所の投票立会人		1日につき	9,500円
開票立会人		選挙1回につき	8,800円
選挙立会人		同	8,800円
交通指導隊	隊長	年額	121,500円
	副隊長	同	108,900円
	隊員	同	102,000円
行政協力委員	50世帯未満	同	100,000円
	50世帯以上199世帯以下	同	150,000円
	200世帯以上	同	250,000円
環境美化推進委員		同	16,800円
スポーツ推進委員		同	30,000円
青少年指導員		同	30,000円
学校教育指導員		月額	150,000円
社会教育指導員		同	150,000円
鳥獣被害対策実施隊員		年額	1,000円
嘱託員		毎年度の予算において定める。	

一部改正〔平成19年条例第20号〕

別表第2(第2条関係)

区分		日額報酬額	
		会議時間が3時間以内の場合	会議時間が3時間を超えた場合
監査委員		6,700円	13,400円
選挙管理委員会	委員長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
固定資産評価審査委員会	委員長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
総合計画審議会	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
専門委員		4,400円	8,800円
社会教育委員会	委員長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
文化財保護委員会	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
都市計画審議会	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
入居者選考委員会	委員長	4,700円	9,400円

	委員	4,400円	8,800円
青少年問題協議会委員		4,400円	8,800円
防災会議委員		4,400円	8,800円
国民健康保険運営協議会	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
表彰審査委員会	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
認定委員会	委員長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
審査会	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
民生委員推薦会	委員長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
情報公開審査会	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
個人情報保護審査会	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
生活排水処理施設運営審議会	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
松田町子ども・子育て会議	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円

備考 会議時間とは、委員長又は会長が開会及び閉会を宣言した時間をいう。

一部改正〔平成19年条例第18号〕